

上田市常任統計調査員設置要項

(設置)

第1条 統計思想の普及及び啓発を図るとともに、統計法（平成19年法律第53号）に定める統計調査を正確かつ円滑に行うため、統計法第14条に基づき、上田市常任統計調査員（以下「統計調査員」という。）を置く。

(設置方法及び定数)

第2条 統計調査員は、継続の申請及び公募による申請により置くものとする。

2 公募による申請にあつては、自薦又は他薦を問わないものとする。

3 定数は、統計法第5条に基づく国勢統計（以下「国勢調査」という。）を基準に、調査対象世帯約6万世帯につき1調査区当たり概ね75世帯を、国勢調査において調査員1人当たり2調査区を担当することとみなし、400人以内とする。

(委嘱)

第3条 統計調査員は、原則として、各種統計調査の統計調査員として経験を有し、かつ、統計に対して熱意を有する20歳以上75歳未満の者の中から市長が委嘱する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 統計調査員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 統計調査員の職務は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 各種統計調査の実施に際し、その調査を担当すること。
- (2) 統計思想の普及及び宣伝に関すること。
- (3) 各種統計研修に関すること。

(秘密の保持)

第6条 統計調査員は、職務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を他に漏洩し、又は盗用してはならない。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。